

医療情報取得加算に関する掲示

当院ではオンライン資格確認を行う体制を有し、マイナ保険証による診療情報等または問診票を通して、患者さまに診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めている医療機関です。

厚生労働省が定めた診療報酬算定要件に伴い、下記のとおり診療報酬点数を算定いたします。

初診時 1 点

再診時（3ヶ月に1回に限り算定） 1 点

※マイナ保険証の利用の有無に関わらず

今後も正確な情報を取り扱うため、初めて受診される方や、再来の方で毎月最初の受診日には、マイナ保険証によるオンライン資格確認をご利用いただきますよう、ご理解・ご協力をお願いいたします。